

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から48年3月まで

昭和48年に結婚するまで、私の国民年金保険料は父が納付していた。申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、当初は、未納期間が昭和47年7月から48年5月までとされていたところ、当時、申立人が居住していたA市の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の同年4月及び同年5月の国民年金保険料の納付が確認できたとして、平成22年9月29日に、当該期間の記録が納付済みと訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 687

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時の勤務先の社長が納付していた。同様に社長が納付していた申立期間直後の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする勤務先の社長は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできないものの、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年4月2日に払い出されていることが確認でき、その時点で遡って納付することとなる申立期間直後の39年10月以降の国民年金保険料は、納付済みとなっていることを踏まえると、申立期間についても、同様に納付されていたものと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間以外の国民年金加入期間については、全て国民年金保険料を納付済み又は申請免除の記録となっている。申立期間の以前から建設会社に勤務していたが、厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、全て国民年金保険料を納付済み又は申請免除の記録となっている上、一部期間については前納しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立期間と同様に、建設会社に勤務していたとする申立期間より前の期間については、国民年金保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 1032～1059（別添1 一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添1 一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添1 一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添1 一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年6月30日

私の平成20年6月30日に支給された賞与について、A社では誤った支払額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、＜標準賞与額＞（別添1 一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届には、誤って差引支給額を記載し社会保険事務所に提出した。」としていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件28件（別添1 一覧表参照）

別添1【厚生年金あつせん一覧表】（福島）

番号	氏名	生年月日	標準賞与額
福島 事案1032	男	昭和32年生	25万円
福島 事案1033	男	昭和37年生	25万円
福島 事案1034	男	昭和25年生	25万円
福島 事案1035	男	昭和50年生	25万円
福島 事案1036	女	昭和36年生	20万円
福島 事案1037	女	昭和41年生	20万円
福島 事案1038	女	昭和34年生	20万円
福島 事案1039	女	昭和30年生	15万円
福島 事案1040	女	昭和38年生	20万円
福島 事案1041	女	昭和48年生	20万円
福島 事案1042	女	昭和53年生	23万円
福島 事案1043	男	昭和47年生	25万円
福島 事案1044	男	昭和50年生	23万円
福島 事案1045	男	昭和59年生	20万円
福島 事案1046	男	昭和51年生	25万円
福島 事案1047	男	昭和55年生	22万円
福島 事案1048	女	昭和54年生	17万5,000円
福島 事案1049	女	昭和61年生	17万5,000円
福島 事案1050	女	昭和62年生	17万5,000円
福島 事案1051	男	昭和59年生	18万1,000円
福島 事案1052	女	昭和49年生	22万円
福島 事案1053	女	昭和53年生	23万円
福島 事案1054	女	昭和46年生	17万5,000円
福島 事案1055	女	昭和54年生	18万1,000円
福島 事案1056	男	昭和60年生	17万5,000円
福島 事案1057	男	昭和60年生	5万円
福島 事案1058	女	昭和60年生	5万円
福島 事案1059	女	昭和39年生	3万円

福島厚生年金 事案 1060～1070（別添 2 一覧表参照）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添 2 一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添 2 一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添 2 一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 20 年 6 月 30 日

私の平成 20 年 6 月 30 日に支給された賞与について、A 社では誤った支払額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、＜標準賞与額＞（別添 2 一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届には、誤って差引支給額を記載し社会保険事務所に提出した。」としていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 11 件（別添 2 一覧表参照）

別添2【厚生年金あつせん一覧表】（福島）

番号	氏名	生年月日	標準賞与額
福島 事案1060	男	昭和38年生	23万円
福島 事案1061	女	昭和33年生	15万円
福島 事案1062	女	昭和34年生	5万円
福島 事案1063	女	昭和39年生	5万円
福島 事案1064	女	昭和48年生	3万円
福島 事案1065	女	昭和38年生	5万円
福島 事案1066	女	昭和56年生	5万円
福島 事案1067	女	昭和39年生	3万円
福島 事案1068	女	昭和42年生	3万円
福島 事案1069	女	昭和49年生	5万円
福島 事案1070	女	昭和44年生	10万円

福島厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月21日から同年6月7日まで

私は、昭和37年6月2日にB社に入社し、平成16年5月25日に退社するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録に空白期間は無いはずである。同社のグループ会社間で異動した申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社からA社への異動日について、申立人の妻が当時記載した手帳には、昭和49年5月24日にA社の社宅があったD市に転居したことが記載されている上、申立期間に国民年金に任意加入している妻の特殊台帳によれば、同年5月23日付けで同市に住所を変更したことが確認でき、申立人は、申立期間にはA社に勤務していたと考えられることから、申立人のA社における資格取得日は、C社における資格喪失日と同日の同年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を控除したか否かについて不明としているが、A社に係る厚生年金保険被保険者記録における資格取得日と雇用保険の加入記録における資格取得日が同じ昭和49年6月7日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から同年 5 月まで

私の国民年金保険料の納付は、どのようにしていたのかははっきりと分からないが、申立期間以外の期間については、厚生年金保険から国民年金への切替手続がされ、国民年金保険料は納付の記録となっているにもかかわらず、申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA町が作成した国民年金被保険者名簿には、申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されている上、オンライン記録によれば、平成 10 年 7 月 21 日に申立期間前後の厚生年金保険被保険者記録が追加処理されたことが確認できることから、申立期間は、当該追加処理によって未加入期間から国民年金保険料の未納期間へと整備されたもので、申立期間当時はいずれも未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①のうちの大部分の期間については、申立人の当時の妻が厚生年金保険被保険者であることから、申立人は、国民年金に任意加入することとなるところ、申立人は、当該期間の任意加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付方法について具体的に記憶していない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 9 日から 60 年 8 月 16 日まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているが、この期間は、A社B支店に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店における複数の同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該複数の同僚は、「申立人の勤務期間は、長くとも半年程度であった。」と述べている上、同僚の中には、A社では、数か月程度の試用期間があった旨を述べている者もいることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員について入社後直ちに被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

また、前述の複数の同僚のうちの一人は、「申立人が、厚生年金保険料を控除されると給与の手取り額が減るので、社会保険への加入を拒否する旨を支店長に訴えていたことを記憶している。」と述べている。

さらに、A社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 6 月 15 日から 46 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A社B支店C営業所において、昭和 41 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっているが、40 年 11 月の入社から退職までの間に二冬を過ごした記憶があるので、調べてほしい。

申立期間②については、D社において正社員として登用された昭和 45 年 6 月から厚生年金保険に加入していたはずであるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 40 年 11 月 15 日から 42 年 3 月 31 日までA社B支店C営業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社B支店における離職日は、昭和 41 年 8 月 31 日であることが確認できる上、申立期間①当時、同社同支店C営業所に勤務し、申立人を記憶しているとすする同僚の一人は、「申立人の勤務期間は、半年から1年以内の期間であったと思う。」と述べており、同社同支店において42年2月1日に被保険者資格を取得した同僚二人は、「C営業所に勤務していたが、申立人については記憶に無い。」と述べている。

また、A社B支店の総務事務担当者を含む複数の同僚は、「勤務期間の途中で被保険者資格を喪失させる取扱いをすることはあり得ない。」と述べている上、同社は既に解散しており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、D社が保管する資料及び申立人に係る雇用保険の

加入記録により、申立人は、申立期間②において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社では、「人事資料等の記録から、申立人については、日給制から月給制に変わった昭和46年4月1日以降、厚生年金保険被保険者としての取扱いを行ったと思われる。」としており、同社が保管する申立人に係るE組合の第一種組合員台帳（事業所用）に記載されている加入日（昭和46年4月1日）は、申立人の同社におけるオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致する。

また、D社が保管する申立人の申立期間②に係る賃金支払台帳には、厚生年金保険料の控除の記録は無く、控除されている健康保険料の額は、同社が加入するE組合の第二種組合員に係る当時の保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。